

令和3年度

税制改正案のポイント

「かわら版」では、各分野の専門家が税務や法務に関する最新情報を分かりやすく説明いたします。

今回は、令和3年度「税制改正案」についてです。

キーワードは、「企業の再編を後押しする経済支援の集約化」、「ウィズコロナ・ポストコロナの社会づくり」、「デジタル社会の実現」です。


※R: 令和

1 個人課税（所得税）

(1) 住宅ローン控除の延長・拡充

(R4年12月末までの居住)

控除期間を13年間（原則10年間）とする特例を延長します。また、所得が1,000万円以下の方が本制度を適用する場合の床面積要件を40㎡以上（原則：50㎡以上）とします。

-  **pickup** ❖契約時期についても要件があります。
- ❖R4改正で控除額や控除率の見直しを予定。

(2) 退職所得課税の適正化 (R4年分以降の所得税)

勤続5年以下の従業員の退職金について、その額が一定額以上の場合、課税対象額を2分の1とする優遇措置が制限されます。住民税も同様です。

-  **pickup** ❖勤続5年の方の場合、退職金が500万円を超えると増税となります。



税理士 鈴木 大滋 氏



税理士 鹿住 拓郎 氏





法人税、所得税、相続税など各種税務申告業務、創業支援・事業承継支援・組織再編支援・経営改善など幅広い分野で皆様をサポートいたします
〒940-0084 長岡市幸町1-3-10 パートナースPLAZA内
TEL 0258-36-2684 <https://www.3d-m.jp>

2 資産課税（相続税、贈与税）

(1) 教育資金の一括贈与の特例

(R3年4月からR5年3月までの贈与)



教育資金の一括贈与の非課税制度が一部改正のうえ2年間延長となります。


| | | |
|----------------|---|--|
| ①贈与者が死亡した場合 |  | 一定要件に該当しない場合、 <u>残額すべてを相続税の対象</u> (旧：死亡前3年以内のもののみ対象) |
| ②孫・ひ孫の相続税課税の強化 |  | 孫・ひ孫への贈与の場合で、 <u>残額に相続税が課される場合、相続税の2割加算の対象</u> (旧：相続税の2割加算の対象外) |

(2) 結婚・子育て資金の一括贈与の特例

(R3年4月からR5年3月までの贈与)

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度が一部改正のうえ2年間延長となります。

| | | |
|----------------|---|--|
| ①対象者の拡充(贈与税) |  | R4年4月1日以後は <u>18歳以上50歳未満</u> (旧： <u>20歳以上50歳未満</u>) |
| ②孫・ひ孫の相続税課税の強化 |  | 孫・ひ孫への贈与の場合で、 <u>残額に相続税が課される場合、相続税の2割加算の対象</u> (旧：相続税の2割加算の対象外) |

-  **pickup** ❖結婚・子育て資金の一括贈与特例は本適用期限での廃止が検討されています。

(3) 住宅取得資金の贈与の特例

(R3年12月までの贈与・住宅取得契約)

住宅取得資金の贈与の非課税制度が見直されます。

| | | |
|------------|---|---|
| ①非課税限度額の据置 | 😊 | 消費税率10%：1,000万円 8%：500万円 (一般住宅の場合) |
| ②床面積要件の緩和 | 😊 | 所得1,000万円以下の方は 40㎡以上 (旧：50㎡以上) |

(4) 事業承継税制の役員要件の緩和

(時期は今後公表)

非上場株式等の相続税の猶予特例について「後継者の役員要件」が緩和されます。具体的には、承継計画に記載のある後継者の場合や先代経営者が70歳未満(旧：60歳未満)で死亡した時に、**後継者の役員要件が不要**となります。

pick up ❖贈与税の特例には適用されません。

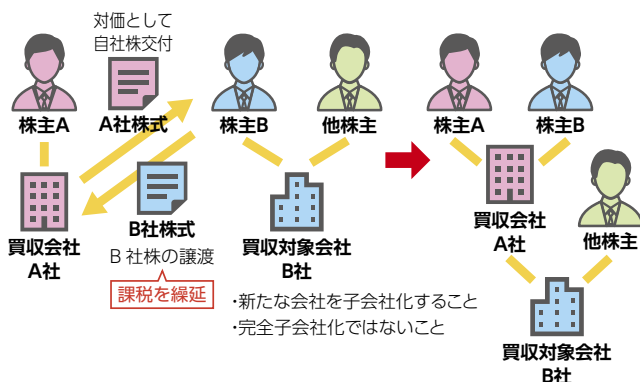
3 法人課税 (法人税)

(1) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設 (時期は今後公表)

自社株を対価として交付するM&Aについて、税制が整備されます。

子会社となる法人株主(下図：株主B)の株式の譲渡課税を繰り延べます。

【取引イメージ】



pick up ❖親会社は法人税確定申告において本制度にかかる明細書などの添付や、会社法における適用要件の確認など、本スキーム適用時は留意が必要です。

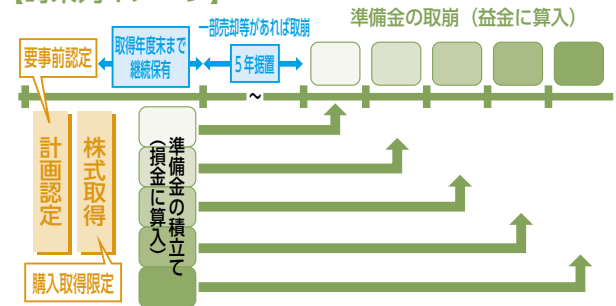
(2) 中小企業M&A税制の創設

(R6年3月末までに認定を受けた株式取得)

認定を受けた中小企業者が、一定の要件のもとM&

Aなどで他法人の株式を購入した場合に、株式等の購入金額のうち70%相当額を損金の額に算入できます。

【時系列イメージ】



(3) 投資促進税制の創設

(各改正法施行日から下記期限までの導入)

| 制度 | I. カーボンニュートラル | II. DX (デジタルトランスフォーメーション) |
|--------|-------------------------|---------------------------|
| 対象資産 | 脱炭素化に寄与する設備など | クラウド利用などの事業変革のためのデジタル投資など |
| 控除率等 | 特別償却50% または税額控除最大10% | 特別償却30% または税額控除最大5% |
| 設備導入期限 | R6年3月までの導入 | R5年3月までの導入 |

pick up ❖要事前認定 ❖一定の大企業は特別償却のみ
❖I, IIの控除額合計に対して上限あり

(4) 給与等引上税制、所得拡大促進税制の改正

(R3年4月～R5年3月間の開始年度)

コロナ禍における雇用を守るため、2つの税額控除制度の適用要件が見直されます。

| 制度 | I. 給与等引上税制 | II. 所得拡大促進税制 (中小企業のみ) |
|------|--|---|
| 適用要件 | <ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者 (旧：継続雇用者) 給与が一定割合増加したこと 助成金などを控除しない金額で比較 (旧：控除した金額で比較) 設備投資要件を削除 | <ul style="list-style-type: none"> 雇用者※ (旧：継続雇用者) 給与が一定割合増加したこと ※新規採用も対象に含む 助成金などを控除しない金額で比較する (旧：控除した金額で比較) |

pick up ❖中小企業は、IIの要件を満たさない場合でも、Iが適用可能な場合もあります。

上記では主な改正内容に絞って記載をしております。詳細な内容や他の改正項目については、税理士等の専門家にお問い合わせください。